

議第 5 7 号 呉市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）及び土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）の一部改正並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 1 2 年政令第 1 6 号。以下「標準令」といいます。）の一部改正に伴い、関係する手数料の額の改定等をするものです。

2 改正の内容

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴うもの

分社化等により、廃棄物の排出実態が変わらないにもかかわらず、従来、廃棄物処理業の許可を受けないで自ら行うことができた処理ができなくなる事態が発生していたことを受けて、2 以上の事業者による産業廃棄物の処理について、親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の認定を受けた場合には、当該親子会社は、廃棄物処理業の許可を受けないで相互に産業廃棄物の処理を行うことができる特例制度が新設されました。これを受けて、認定に関する事務の手数料について標準令で次の表のとおり標準額が示されたことに伴い、当該認定の申請に係る審査手数料を追加します。

手数料を徴収する事務	手数料の標準額	
	単位	金額
2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	1 件につき	147,000 円
2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	1 件につき	134,000 円

(2) 標準令の一部改正による標準手数料の額の改定に伴うもの

標準令に定める地方公共団体の行う事務に係る手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、原則として 3 年ごとに見直しが行われています。

このうち使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 7 号。以下「自動車リサイクル法」といいます。）第 7 0 条第 1 項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査事務について、直近の人件費単価及び審査所要時間の減少を反映し、標準令に定める手数料の標準額が次の表のとおり改定されたことに伴い、審査手数料の額を引き下げます。

手数料を徴収する事務	手数料の標準額		
	単位	現行	改定後
自動車リサイクル法第 7 0 条第 1 項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1 件につき	75,000 円	67,000 円

(3) 土壌汚染対策法の一部改正に伴うもの

汚染土壌処理業の譲渡，合併及び分割並びに相続に関する汚染土壌処理業者の地位の承継に関する規定が新設されたことに伴い，広島県が示した当該審査に係る所要時間等を参考に人件費等を勘案し，算出した額を基に当該承認申請に係る審査手数料の額を次の表のとおり定めるものです。

手数料を徴収する事務	手数料の額	
	単位	金額
汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	1件につき	120,000円
汚染土壌処理業の法人の合併及び分割の承認の申請に対する審査	1件につき	120,000円
汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査	1件につき	120,000円

3 施行期日

平成30年4月1日

4 新旧対照表

現行			改正案		
別表第4（第2条関係） 環境関係			別表第4（第2条関係） 環境関係		
手数料を徴収する事務	手数料の額		手数料を徴収する事務	手数料の額	
	単位	金額		単位	金額
1～5（略）			1～5 略		
			6 法第1条第1項第(1)号の申請に対する審査	1件につき	147,000円
			2条の7第1項及び第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定	1件につき	134,000円
6～20（略）			7～21（略）		

2 1 自動 車リサイ クル法第 7 0 条第 1 項の規 定に基づ く破砕業 の事業の 範囲の変 更の許可	破砕業の事業の範 囲の変更の許可の 申請に対する審査	1 件に つき	75,000円
---	----------------------------------	------------	---------

2 2 (略)

--	--	--	--

2 2 自動 車リサイ クル法第 7 0 条第 1 項の規 定に基づ く破砕業 の事業の 範囲の変 更の許可	破砕業の事業の範 囲の変更の許可の 申請に対する審査	1 件に つき	67,000円
---	----------------------------------	------------	---------

2 3 (略)

2 4 土壌	(1) 汚染土壌処理		
汚染対策 法第 2 7 条の 2 第 1 項, 第 2 7 条の 3 第 1 項 及び第 2 7 条の 4 第 1 項の 規定に基 づく汚染 土壌処理 業の承認	業の譲渡及び譲 受の承認の申請 に対する審査	1 件に つき	120,000 円
	(2) 汚染土壌処理		
	業の法人の合併 及び分割の承認 の申請に対する 審査	1 件に つき	120,000 円
	(3) 汚染土壌処理		
	業の相続の承認 の申請に対する 審査	1 件に つき	120,000 円